

周防大島町告示第54号

平成30年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成30年7月31日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成30年8月6日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君

新田 健介君

吉村 忍君

砂田 雅一君

田中 豊文君

吉田 芳春君

平野 和生君

松井 岑雄君

尾元 武君

新山 玄雄君

中本 博明君

久保 雅己君

小田 貞利君

荒川 政義君

○応招しなかった議員

平成30年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成30年8月6日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成30年8月6日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告並びに議案の説明
日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
日程第5 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
日程第6 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
日程第7 議案第2号 動産の買入れについて(平成30年度周防大島町公用車(給水車)購入)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告並びに議案の説明
日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
日程第5 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
日程第6 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
日程第7 議案第2号 動産の買入れについて(平成30年度周防大島町公用車(給水車)購入)
-

出席議員(14名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 藤本 浄孝君 | 2番 新田 健介君 |
| 3番 吉村 忍君 | 4番 砂田 雅一君 |
| 5番 田中 豊文君 | 6番 吉田 芳春君 |
| 7番 平野 和生君 | 8番 松井 岑雄君 |
| 9番 尾元 武君 | 10番 新山 玄雄君 |
| 11番 中本 博明君 | 12番 久保 雅己君 |

13番 小田 貞利君

14番 荒川 政義君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君 議事課長 大川 博君
書 記 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	西川 敏之君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	中村 満男君	産業建設部長	……………	林 輝昭君
健康福祉部長	……………	平田 勝宏君	環境生活部長	……………	佐々木義光君
久賀総合支所長	……………	藤井 正治君	大島総合支所長	……………	近藤 晃君
東和総合支所長	……………	山崎 実君	橘総合支所長	……………	中村 光宏君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
契約監理課長	……………	伊藤 和也君			

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成30年第1回周防大島町議会臨時会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、吉田芳春議員、7番、平野和生議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3. 行政報告並びに議案の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

本日は、補正予算及び動産の買い入れについて御審議をいただくため、平成30年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、平成30年7月豪雨災害の概況につきまして、まず御報告を申し上げます。

このたびの平成30年7月豪雨で被災された皆様、並びにその御家族の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

平成30年7月豪雨は、これまで経験したことのない豪雨に見舞われ、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、本町におきましても甚大な被害をもたらしました。

豪雨の降り始めからその後の災害復旧におきまして、各地域で連帯をいただきまして御協力いただきました自治会、消防団の皆様をはじめ、土砂災害発生直後から応急復旧などに御尽力をいただきました建設業者の皆様、被災地で復旧作業をお手伝いいただきましたボランティアの皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

現在、家屋の倒壊などで被災され避難されている皆様をはじめ、さまざまな被害によりまして普段の生活ができない状況にある皆様におかれましては、心身ともに大変お疲れのこととお察しを申し上げます。

町では、被災されました皆様の日常を取り戻すため、1日でも早い復旧を目指してまいります。復旧に向け、引き続き関係各位の御支援、御協力をお願いいたします。

今回発生いたしました豪雨災害の概況について申し上げます。雨の降り始めの7月3日から

7月8日までの累積雨量は391ミリの降水量が観測されましたが、幸いにも人的な被害はございませんでした。

家屋の被害として、住家につきましては、土砂崩れにより全壊1棟、半壊4棟、床下浸水8棟の被害が発生し、非住家につきましては、土砂崩れにより全壊が3棟、半壊4棟の被害が発生しております。住宅が被災された方々につきましては、町営住宅または介護施設や御親戚等に、一時の避難をされておられる方もまだおられるところがございます。

国道437号線では、土砂崩れによる通行規制が3カ所発生いたしました。その後、現在は全て解除されている状況にあります。県道につきましては、5路線6カ所が雨量規制によりまして通行止め及び4路線5カ所が土砂崩れにより通行止めになりましたが、現在の通行止めは3路線3カ所となっております。町道につきましては、50路線89カ所で土砂崩れや倒木による通行止めと片側通行規制が発生し、農道では25路線25カ所、林道では2路線2カ所において土砂崩れや倒木による通行止めと片側通行規制が発生いたしております。

公共施設におきましても、法面の崩壊や土砂流入、雨漏り等が多数発生をいたしておるところであります。

なお、早期の災害復旧に向け、その初期的な費用であります調査、測量、設計等につきましては、本臨時会へ関係予算を提案いたしております。

私も浮島をはじめ、被災現場を視察いたしました。災害の恐ろしさ、被害の甚大さを改めて感じたところであります。今後とも、被災された方々が1日も早くもとの生活に戻れるよう、関係機関と緊密に連携しながら、全力で取り組んでまいります。

また、7月の25日に発生いたしました台風12号は、東から西へ進む異例のコースをたどり、7月29日午前1時ごろ本州に上陸後は、西日本を縦断しながら中国地方を通過し、山口県から周防灘に抜け、同日17時半ごろに福岡県に再上陸をいたしました。西日本を中心に大雨が心配されましたが、幸いにも本町においては、台風による被害の発生はなかったことでもありますので、御報告を申し上げます。

それでは、提出議案につきまして御説明を申し上げます。

本日提案いたしております案件は、報告2件、補正予算1件、動産の買い入れについて1件であります。

報告第1号は、公用車に係る事故による損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

報告第2号であります。平成29年度浮島地区海底送水管布設事業浮島配水池土木工事の請負変更契約について、専決処分により処理したことを議会に報告するものであります。

議案第1号は、平成30年度一般会計補正予算（第3号）であります。既定の予算に5,208万

1,000円を追加し、予算の総額を137億9,980万円とするものでございます。

議案第2号は、公用車であります給水車の買入れについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第4. 報告第1号

日程第5. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告（損害賠償の額を定めることについて）と、日程第5、報告第2号専決処分の報告（変更契約、法第180条関係）について、執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号専決処分について、御報告を申し上げます。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

平成30年3月28日に、国道437号線、大字東三蒲地内において発生した、交通事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、平成30年7月5日に、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、専決処分書に記載のとおり、国道437号線、大字東三蒲地内において公用車が走行中、下水工事による片側通行のため停止しておりました軽自動車に、前方不注意により追突し相手車両を破損させ、相手方にけがを負わせたものでございます。本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認し、町が相手方へ車両修理費等35万4,260円、治療費等25万7,481円、合計61万1,741円を賠償したものでございます。

なお、損害賠償の額は既に一般財団法人全国自治協会から7月23日までに全額支払いましたので、あわせて御報告をさせていただきます。

続きまして、報告第2号専決処分について御報告申し上げます。

議案つづりの4ページをお願いいたします。

平成29年度浮島地区海底送水管布設事業浮島配水池土木工事につきましては、平成29年11月30日に有限会社木村建設と仮契約を締結し、同年第4回の定例会において御議決を賜り、12月11日に本契約とし工事を施工してまいりました。

工事に際して現地精査により、支障木の伐採、運搬及び処分費を追加計上するとともに、フェンスの設置を構造物に合わせ一部を傾斜タイプに変更するなど、施工内容に変更が生じました。

つきましては、原契約の工事請負金額6,952万9,471円に213万7,169円を増額した7,166万6,640円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき6月27日に専決処分させていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第6. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に5,208万1,000円を追加し、予算の総額を137億9,980万円とするものでございます。その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

今回の補正は、先般の平成30年7月豪雨により多大な被害を受けております農道、林道、町道及び漁港の災害復旧工事に必要な測量設計業務に要する経費を補正するものでございます。

事項別明細書の7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、14款県支出金2項県補助金8目土木費県補助金に災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金257万9,000円を新規に計上いたしております。

また、17款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金4,950万2,000円を取り崩して今回の補正予算の財源としようとするものでございます。

次に歳出でございます。8ページをお願いいたします。

7款土木費3項河川費2目河川建設費は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る実施箇所予定地の測量設計業務委託料371万5,000円を計上するものでございます。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農林業施設災害復旧費の現年度農業用施設補助災害復旧事業に、農道和田線ほか2路線の測量設計業務委託料766万8,000円を、現年度林業施設補助災害復旧事業に林道白木線の測量設計業務委託料993万6,000円を計上いたしております。

2目漁業災害復旧費の現年度漁港補助災害復旧事業につきましては、浮島漁港の土砂撤去を実施するための測量設計業務委託料484万2,000円の計上でございます。

また、2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費は、現年度道路橋りょう補助災害復旧事業に追原畑線ほか30路線の測量設計業務委託料2,592万円を計上いたしております。

以上が、議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 吉村です。まずはこのたびの豪雨によりまして被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます、1日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

私の住んでいる地域でも7月8日早朝に、広範囲にわたり道路や家屋が冠水をいたしました。一時的に7世帯が孤立をし、4棟が床下浸水の被害に遭いました。当日の潮は長潮という潮で、もしも大潮の満潮の時間帯に同様な豪雨になりますと、さらに50センチ以上も潮位が高く、地区の大半が冠水をしてしまうことも予想がされます。

ほかにも冠水などの被害に遭われた地区もあるかと思えます。冠水防止のための排水設備の設置や孤立する世帯の避難路の確保など、今後、明らかに被害が予想される地区におきましては、速やかに防災、減災の対策を講じていただき、対策を講じなかったことにより人災ということにならないようお願い申し上げます。

さて、本日の臨時議会に際し事前にいただきました資料は、この予算書だけでありました。これではどこでどのような災害が起き、どこにどれだけの予算が必要なのか全く理解ができません。現場の状況を把握しに行くこともできません。私自身、災害による臨時議会は初めての経験でありますので、まず御教示いただきたいのですが、本日いただきました、このような被害の場所を示すような資料なんですが、あらかじめ資料として添付していただくことはできないものなのでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 今後は速やかに対応できるようにしていこうというふうに考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。災害にかかわらず、9月以降の本会議でもしっかりと資料を添付していただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、この資料についての説明をお願いいたします。1枚目の測量設計直営箇所などというのがありますが、これがどういう意味なのかなど、この資料について全体的な解説をお願いいたします。

それから、今回は測量設計ということで予算化されていますが、実際の復旧工事というのは、いつごろをめどに始められる予定なのか伺います。

それから、農産物について、今回の豪雨によって土砂崩れに伴ってみかんの木と一緒に流れたとか潰れたとか、そういった農産物に対する被害がどの程度あったのか伺います。箇所数あるいは金額的なものがわかれば金額的なものなど伺いたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） それではまず1点目の、本日ちょっと遅れましたがお渡ししましたこの図面について説明いたします。

まず最初は、建設課のほうの図面で説明させていただきますと、黄色く塗ってあるところ、測量設計直営箇所というのがございますが、これにつきましては、担当職員のほうでも測量できる場所というふうに理解していただければというふうに思います。

次にあります丸囲いの文字、①と②がございます。これにつきましては、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業ということで、この測量設計に対しましての補助金がとれるところ、また、がけ崩れ対策につきましては基準がございます、その対象が2戸以上の住居が絡んでいるもの及びがけ崩れに対しまして30度以上の何ていうんですか、後ろ側に角度があるようなところということで、一応この2件が対象になるということで上げさせていただいております。

その他の通常の括弧囲いにつきましては、なるべく職員でということも考えられるんですが、切土や法面部の復旧に際して地質調査がある程度いるような箇所ではないか、それについての工法選定を行う箇所ということで31カ所上がっているというふうに思います。

続きまして、3ページ目といいますか、水産課につきましては、漁港区域内に入りました堆積土、これが今回、災害対応に可能ということになりましたので、江ノ浦及び樽見地区を上げさせていただいております。これ水の中になりますので、ちょっとうちで測ることが不可能といたしますか、特殊な工具を使いますので、できないということで上げさせていただいております。

その次の農林課につきましては、農道及び先ほどありました白木線の林道の測量、これについては主に建設課と同じような理由によるものでございます。

2点目のちょっと、砂田議員済みません。（発言する者あり）この予算の採決をいただきました場合におきましては、9月の中旬に査定がございます。それと9月の下旬と10月の中旬に査

定がありますので、それを受けた後ということになりますから、早くても9月の終わりから10月にかけてという形になろうかと思えます。

また、工事につきましても一遍に、三十何件という件数がございまして、繰り越しあるいは次年度ということも考えられると思えます。

それと、最後の豪雨についての農産物の被害状況ですが、産業建設部で全てを把握しているわけではございませんが、県、町、農協での被害状況については柑橘園地の崩落による樹体被害が1件報告されております。被害額については、約7万7,000円ということになっております。それ以外については、申しわけございません、全部を把握しておりませんので、また全て把握できればとは思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 実際の復旧工事にあたって、先般ほかの議員さん5人と一緒に浮島へ行かまして、平野議員の案内でいろいろ災害箇所、案内していただいたんですが、浮島の被害はこちら側の被害に比べて、やはり箇所数も被害の度合いも大きいように印象を持っています。特に道路が至るところで陥没したり崩れたりという、生活に密着しているようなところの被害が見受けられますが、そういったところの優先度というのはどういうふうにご考慮されるのか伺います。

それから、農産物については1カ所把握のみで、まだ全て把握していないということですが、あわせて昨今の暑さといいますか、日照り続きで干ばつの被害も農家の皆さんから出されておりますけれども、そうした日照りによる災害、干ばつによる災害について、町として把握されておられるのかどうか、その辺も伺います。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） お答えいたします。

復旧につきましては、特に生活にかかわる位置については優先的にやっつけよう。例えば例に挙げますと、浮島は確かに3路線、左右の道と真ん中の3路線あるんですが、その全てにおいて当初は通行止めでした。学校側にある道については、どっつかいと崩土ということであつたので、災害が出た最初の金曜日からですか、もう先に行って通れるようにしてほしいということで最初に手をつけております。だからやっぱり、生活に関連するところが第一というふうにご考慮しております。

次に、干ばつにおきましてですが、御存じのように現在JAの放送というんですか、町の防災無線をつけた放送で10日おきには灌水をしてくださいというのが入っておりますが、実際その干ばつによる被害が幾ら出ているのかというのは、最終的な収穫時期でないとはわからないという

ふうに考えております。それについての町の対応ということになりますと、本当に過去の例なんですけど上げますと、台風19号のときの樹体被害、果樹被害のときには、苗木の補助というのがございました。現在のところ、町として、その補助体制をどうするかということは、まだ考えておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 最後の干ばつに対する補助制度ですが、今はそういったものを考えていないが、被害の状況を見た上で、それは検討課題として残しておくことに理解しているかどうか。その辺確認をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 実際の被害が出たあとと言うたら言葉が非常に御無礼なんですけど、JAからの被害の状況あるいは実際本当の状況等々を考慮しまして、関係部署と協議をしながら、必要とあらばそういうことを体制をとっていかなきゃいけないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私もちよつと資料のことを申し上げようと思ったんですが、先ほど吉村議員から御指摘がありましたので、それは省きたいと思います。

5点だけお尋ねをいたしますが、まず今回の災害で、今回の予算を含めてということになりますけど、全体の被害額が幾らだったのか教えてください。

それと2つ目が、予算書の議案資料には測量設計監理業務というふうになっておりますが、先ほどの説明では測量設計ということに言及ありましたが、監理業務というのは触れられていなかったように思いますが、それぞれに細目ごとの測量費が幾らか設計費が幾らか監理費が幾らかというのを御説明ください。

それと3つ目、今回のこの予算は、査定設計書をつくる費用、それを測量から査定設計書一式をつくるまで、災害状況の写真撮影とか、そういう業務ということでよろしいのか確認をさせていただきます。

それから4つ目ですが、今回のこの予算書に上がっている予算、この金額の見積もりはどのような方法で行われたのか。それと今度、これに基づいて予算が通れば実施設計、測量設計業務の発注を行うようになると思いますが、そのときは業者選定はどういう方法で行われるのか御答弁をお願いします。

それともう1つ、5つ目ですが、今朝配られておりましたこの図面のうち、建設課の14番、

17番、27番、それと農道の和田線、それと浮島漁港について、被災の数量、延長とかボリュームですね、その被災の数量と現時点での想定されている復旧工法を御答弁ください。

それと、それに関連して農道和田線、私も全箇所ではありませんが現地を見て回りました。かなり予想以上に甚大な被害、災害状況であったと思いますが、この農道和田線が今現在、土砂が崩れて道路が完全通行止めになっていますが、これは応急工事とかはすることはできないのか、土砂を取り除かないと応急工事でなくても土砂を取り除いてみないと復旧工法、査定設計書もできないのじゃないかなと思いますが、その辺について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず第1点の災害の被害金額でございますけれども、申しわけございませんが、現在は把握できておりません。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 最初のぶんなんですけど、設計監理委託業務というのがございますが、これはあくまでも予算上の項目でありまして、監理業務は入っておりません。

次に、測定の業者一覧といいますか、どういうふうに見積もりを取ったのかということなんですけど、これは業者の見積もりです。業者見積をいただいております。それぞれの箇所につきましてです。

次に、ちょっと順番が前後して申しわけないんですが、被害の箇所、現場の状況等につきましては、先ほどお配りしました資料の2枚目というか、建設課に付随している資料に被害延長等は書いてございます。ちょっと工法が書いてあったかどうか、工法は載っちゃったですかね。（発言する者あり）工法までは入ってなかったですか。延長だけですかね載っているのは。（発言する者あり）はい。工法等については先ほど申し上げましたように、実際測量してみないと土質等によって、どのような工法が適しているのかというのがわかりませんので、それには記載されていないというふうに思っております。

それと、さっきの農道和田線なんですけど、これが復旧につきましては、迂回路があるところについては、現状のまま残しちょっとほしいというようなことで、現在手をつけておりません。国道及び県道がそれぞれ迂回路として使えますので、特に崩土の処理とかいうことはやっております。

以上です。（「測量設計の金額、予算の、測量設計業務の……」と呼ぶ者あり）これは、測量設計は一つで見積もりでも出ておりますので、そのトータルということです。

以上です。（「和田線の延長は」と呼ぶ者あり）和田線の延長ですか。農林出てなかったか。

（「出てない」と呼ぶ者あり）ちょっと後ほど、済いません、お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 和田線の延長につきましては、30メートルでふとんかごというんですか、上流側に置く石を詰めたやつです、これで復旧する予定にしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 被害額が幾らかというのを把握されていないということなんですが、それは随時出てくるんじゃないんですか。（発言する者あり）いやいや設計額じゃなくて、現時点での被害額、その災害が起きたときの報告額とか正確な数字じゃなくて、大体被害がこれぐらいあったというのは、逐次取りまとめられるんじゃないかと思うんですが、把握しておられないんじゃないでしょうか。

それで、今回の予算が査定設計書をつくるもので、先ほどからの答弁では、地質調査が必要なものがあるから業者委託するんですよということのようなんですが、地質調査は実施設計の段階でやるので、査定設計書をつくる段階で地質調査が必要な理由というのはないと思うんですが、ちょっとその辺をもう少し詳しく御答弁ください。

それから、監理業務はないということで、ちょっと紛らわしいんですけど、なければこれは測量設計業務ということで記載していただきたいなと思いますけど、ないということですのでそれは結構です。

それから、水産課の漁港の土砂の堆積というのは、港内にたまった泥を計画水深まで取り除くと、もとの状態にするという工事になるんだろうと思いますけど、全体として測量業務を発注するというのは、ある程度、専門家に任せて現状を測量するということは、効率的な面もあるとは思いますが、特にこの漁港の浚渫において、設計業務が必要な理由というのは御答弁をお願いしたいと思います。

あと予算の見積もりを業者さんから取られたということなんですが、先ほど御答弁がなかったと思うんですが、今度実施の発注のときに、この見積もりを取った業者さんというのも、入札で行う場合は入札に参加するかどうか、その辺を御答弁ください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の件、包括的に申し上げますと、今回の災害復旧は、周防大島町も甚大なものでありますが、さらに広島県、岡山県のほうの現状は皆さん方御存じのとおりでございます。

今現在、この災害復旧工事のための査定が、国のほうで、大変タイトな計画で進まれています。要するに査定を受けるためには測量設計、そして設計書による査定設計書が必要なわけですが、それがなければ査定が受けられない、査定が受けられなければ国の予算も当然交付申請もできない、そして工事も着工できないということになるわけですから、今のところ、すごく測量調

査設計というのが、この中国管内ではものすごく、今発注されておるわけです。ですからはっきり言いまして、測量設計業者をつかまえることができない状況にあります。

特別高度なものでない、または数が多くなければ、当然ながら町の職員で測量設計をして査定設計書を作成するというのもできると思いますが、今回の場合、町の職員の数でいけば、とてもできるような状況ではございません。ですから、例えば浮島は相当、件数も被害額も大きいと思いますが、例えば業者に入札をかけて測量調査をしていただく、設計図をつくっていただくというようなことは、はっきり申し上げてできない状況でございます。

ですから、今災害を受けた直後から、すぐに各町がこれまで発注かけておるような測量設計コンサルに声をかけましたが、ほとんどの方が断られておるという状況でございます。ただ現在町と調査や測量をやっている業者さんに、特に、あんたんとは今うちの仕事をやりよるんじやから、ぜひともお願いしますよという相当無理なお願いをして、例えば浮島であれば1社の測量建設コンサルタントをお願いをして、全路線のそれぞれの災害復旧を1社でお願いしますと。ほかのところは、それぞれのところでそういう設計コンサルを集めなければ、とても通常のような状況ではできないと思います。ほとんど県内からも広島、岡山のほうに、どんどん業者さんが吸い上げられておって、今現在、私たちもまだまだ査定設計書が査定を受けるまでに間に合うのかという状況にあるわけでございます。

ですから、通常のように入札をして測定の発注をするということができておりません。言うなれば、今見積もりをいただいた結果でこの補正予算を出しておりますが、例えば市とか町によりましては、もう専決処分ですべて予算を出して、すぐに随意契約で結んで、そして発注しておるということもたくさんございます。

ですから、周防大島町の場合は臨時議会を開いて、これで予算が通れば、すぐに随意契約で契約を結んで、この測量設計を発注をしたいと思っております。

また、委託料の中に監理業務がありますが、当然のことながら委託料を組むわけですから監理が必要な現場が出てくれば、この委託料の中から監理もお願いするということになると、通常のことであれば監理はなくても測量設計で町のほうで監理ができると思います。ただまた高度な、そういう特殊な復旧工法等があれば、監理業務も必要なのかなと思います。

ですから、大変、そういう言い方は申しわけありませんが、この測量設計のそれぞれの金額を積み上げた結果が、道路橋りょう費であれば2,592万円になっておりますが、相当アバウトな数字だということは御理解をいただきたいと思っております。なぜならば、町の職員がメーター数と例えば何断面つくれば査定設計書になるかというぐらいのことから見積もりをいただいて、その見積書を積み重ねてきたものが、この2,592万円ということでございますから、通常の測定の発注のような、きちんとしたことができていないということは御理解をいただきたいと思

ます。

地質調査のことも御質問がありました。見たところ、地質調査が必要なのではないかとこの現場もあります。どういうところかといいますと、例えば地下水がどんどん湧水となってから表に出てきておるといような現場もありますので、こういう現場であればきちんと地質調査もしておかなければ、また内部で湧水が溜まってしまふといようなことも、そういう現場もありますので、地質調査も必要な部分についてはやらなければならないと思いますが、今現在そこまで詳細に1カ所、1カ所の現場を全て精査しておるわけではないということも御理解をいただきたいと思ひます。

漁港の設計のことがございました。樽見地区と江ノ浦地区の漁港の港内に相当土砂が堆積をいたしてあります。これは今、御質疑がありましたように、測量はいいけども設計は自分たちでできるんじゃないかということがございました。ただ相当広範囲なものになっておまして、測量と積算とを発注するとい形になっておりますが、当然のことながら設計書までをお願いするといわけではなくて、積算については町のほうでやるということになります。測量設計監理業務とい一つのくくりで、この漁港についても発注をかけていきたいと思ひております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私が言いたいのは、ちょっと理由がよくわからなかったんですが、町長もよく御存じのように、査定設計書、これまでは町の職員直営でやってきたと思ひんですが、今回は緊急性か、地質調査か専門性かわかりませんが、6カ所が直営であとの30カ所程度が委託ということになって、この査定設計書をつくる経費といのは、要するに国の査定で金額を事業費を確定してもらうための設計書なんで、いわば事務的な経費、町内部の事務的な経費、実際の復旧工事に充てられる経費ではないといことで、その測量の部分は確かに実施でも使えるから、その部分は活用できると有効的に使われると思ひますが、設計の部分については、やはり町が独自にやればその部分の経費は削減できるし、この査定設計書の中には、査定をクリアするための写真撮影とかそういうもろもろの資料をつくる、そろえることも含まれておますので、全てを業者に委託するといことじゃなくて、町ができるところは、直営でできるところは、できるだけ直営ですとい努力が必要なんじゃないかなと。

そこを、例えば、この部分は高さで一定の線引きをして、余り10メートルもある崖を測量するといのは危険なところもある、写真を撮るといのは危険性があるから、例えば高さが5メートル以上のところは委託にして、それ以下のところは直営にするんではないかといような基準といひんではないか、切り分けの理由が聞きたいんですけど、その辺で明確な御答弁をお願いしたいと思ひますが。

例えば、7番のこれは久賀の町道になりますけど、これらは高さが2メートルぐらいの石積み

が崩れていますんで、これは町で直営というのは妥当かなと思います。

確かにすごい10メートルぐらいある法面が崩れている、道台が崩れているというところもあるんで、これらは測量は業者に委託しても仕方ないかなと思いますが、あと設計については、町で、ブロック積みとかコンクリート擁壁とか法枠とかそういう単純な工法になると思いますので、その辺は職員でできるんじゃないかなと。

現場を見て思ったのが17番の、これは久賀から椋野へ行く町道なんですけど、これらなんかはそんな危険な箇所、確かに災害の規模は大きいですけど、町の職員が行って測量や写真を撮ったりすることができないということはないんじゃないかなというような感じも受けましたんで、その辺の切り分けをどういうふうに、直営でやるのと業者委託でやるのを、どういうふうに切り分けを考えておられるのか、そういうところをもう少し明確に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 議員さんのおっしゃるとおりではあるんですが、今回のこの災害復旧の件数と、そしてまた地域的に広範囲なものの中で、今言われるように、この箇所は自分たちでできるんだろうか、この箇所は测试に委託にかける必要はないんじゃないかということは、先ほど部長が申しあげましたように、7カ所については、当然ながら町の職員で测试をやって設計をやっていくということなんですけど、今回、ゆっくり時間をかけてやれるのであれば、そりゃ町の職員でやれる箇所はまだたくさんあるんじゃないかと思っておりますが、いずれにいたしましても、もう9月には査定が始まるという状況にあります。そういうふうな状況の中で、確かに通常であれば町の職員でできる調査、測量、設計が、今回は人数も限られておりますし期間も限られておりますので、どんどん発注できるものはどんどん発注をかけていって、そして査定設計書をつくっていかねば査定に間に合わないということもありますので、今言われるようなことはよくわかりますし、町の職員でもできる分野はたくさんあると思いますが、今回については、そのようなことを悠長に言っておられないという状況があることを、御理解をいただきたいと思っています。

そして、設計のことですが、設計も実は断面はつくって描いていただくと、ただ数量を出したり、または積算をしたりという設計までお願いするちゅうわけじゃございませんし、当然のことながら、標準歩掛表は町のほうに持つておるわけですから、町のほうの中で積算、どこを設計というべきなのかわかりませんが、それらを含めて設計は、設計の最終的な金額を出すのは、当然のことながら町のほうでやるということになります、ということでしたかね。

そのような状況でありますので、今回は通常のような工事を発注するような状況とは若干違うということと、それと金額も実際には、それぞれの測量業者さんを、コンサルを連れて行って、ここをぜひともA社さんでお願いしますと言ったときに、A社さんにこことここをお願いします

と言ったときに、見積もりもそんなに、実際にコンサルもそれを調査して、それで設計書を積算してからというような見積もりは出ていないと思っております。ですからある程度、結構アバウトな状態になっておりますが、これなんかは実際に発注し、そして出来高でもって精算をしなければならぬというふうに思っております。

今、議員さんおっしゃられたように、この測量設計というものは、国の補助金の中で見てくれるもんじゃありませんので、当然町の単独になります。しかしながら、今の建設課、水産課、農林課、まだほかのところもありますが、そういうふうな職員の体制、人員を見ておきますと、これを職員でやっていくというのであれば、なかなか査定に間に合わない状況になるということからして、今回はちょっとそういう意味で言えば、田中議員さんのおっしゃられる話で言えば、相当精緻なことにはなっていないということは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 査定により、災害認定ということになりますと、国、県等の補助金で対応することになりますけれども、補助率はどのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 実は、補助率というのは、通常であれば決まっておるんですが、しかしながら今回、激甚災害の対象になるということで、岡山、広島、山口が激甚災害の指定になるということになりました。

ただ、激甚災害になったら補助率が一律ではないわけです。激甚災害の中でも、やっぱりその災害の額の大きさと町の財政内容、例えば町の一般財源の額に対して、どのぐらいの災害が被災しておるかということによって、また補助率も変わってきますので、今ここで町の今回のそれぞれの災害が、補助率が幾らになるということは、まだはっきり申し上げにくい状態であります。ただ、通常の災害復旧よりは、上乘せの高補助率になるということは申し上げておきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第2号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（給水車）購入）についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、中本議員の退席を求めます。

〔11番 中本 博明君 退場〕

○議長（荒川 政義君） 補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号動産の買入れ（給水車）について補足説明をいたします。

本案の動産の買入れにつきましては、合併特例債を財源とし、給水車1台を購入するもので、水道管の漏水や災害等における断水時に、応急給水によって飲料水や生活用水の円滑な供給を図ろうとするものであります。

去る7月26日、町内11業者による指名競争入札の結果、有限会社中本モータースが958万5,269円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた1,035万2,090円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考までに、納車は平成31年3月29日までに大字小松126番地2、大島庁舎といたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（給水車）購入）について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まずこの給水車の諸元を教えてくださいと思いますが、車両に給水装備をつけるということになると思いますので、車両のメーカーと給水装備のメーカー、それからタンクの容量、ポンプの吐き出し圧力、給水口の数、放送設備の有無、これぐらいについて御答弁をお願いいたします。それと、納期限はいつまででしょうか、御答弁をお願いいたします。

それから2つ目、これ入札結果がついておりますが、公表されております入札結果の予定価格が1,258万7,691円というふうになっておりまして、この議案の資料と異なりますけど、これはどちらが正しいのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

それから、この予定価格を決定するために、業者の見積もりを徴収して予定価格を決定している場合には、その見積もり業者名と見積もり金額について御答弁をお願いいたします。

それから、消費税抜きの入札比較価格が1,165万5,269円、これ1円単位の入札比較価格になっておりました、入札結果も上位3社いずれも下3桁が269円というふうにそろっておりますが、これは積み上げの結果こうなったんだろうというふうに思いますが、入札、札の価格については別にして、予定価格のほうで1円単位になったというのはどのような見積もりの内訳によって、1円単位になったのか御説明をください。

それから、これ非常に高価な買い物になりますが、端的に申し上げて、どういう理由で導入して、具体的にどういう活用をされようとしているのか、簡単に御答弁をお願いいたします。

それから、実際の運用面についてお尋ねをいたしますが、平時どこに保管しておいて、維持管理もこれ必要になってくるとは思いますけど、町で職員が行うのか業者に委託するのか、その辺を御説明ください。

それと最後に、非常時以外の活用ということは考えておられないのか、町外に派遣するようなことも聞いておりますが、その場合にはどんな手続きで派遣するのか、その辺を補足説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

まず給水車の仕様でございます。議員さんおっしゃるとおり、本体とタンク、それぞれ艀装したものを業者のほうに納車していただく形を想定しております。

それから、活用についてでございますが、当然ながら本町の緊急時の水道水の補完ということでの給水活動を想定しております。

それから、平常時の維持管理でございますが、給水車の納車は平成31年3月29日までとしておりますので、給水車の納車場所は周防大島庁舎の倉庫を現在のところ想定しております。

給水車の平常時の管理でございますが、バッテリー等の上がり対策もでございますので、町の職員のほうで、導入後は対応していくことを想定しております。

それから、金額の269円という端数が円単位で出ているということでございますが、これにつきましては新たに車を導入する際に、公益財団法人自動車リサイクル促進センターへの資金管理の供託の費用が必要となりますので、新車時の供託の金額が290円となっておりますので、税抜きで換算すると269円となりますので、この金額が影響しておると想定しております。

諸元につきましては、タンクの容量は2,000リットルのタンクとしております。車両寸法は全長4.7メートル、全幅1.7メートル、全高2メートルの諸元としております。

ポンプの吐き出しについては、自然流下のもので5口とポンプも積載しております、ポンプ

につきましては0.25メガパスカルの圧力を有するものとしております。

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 先ほど御質問のありました議案第2号資料入札経過及び入札結果の予定価格でございますが、大変、こちらの入力ミスでございます、正しくは1,258万7,691円です。失礼します。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時35分休憩

.....
午前10時46分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まだ未答弁の……はい、岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの質問に対して未答弁がありましたので、お答えさせていただきます。

見積もり金額につきましては1,265万5,961円、それから入札後のメーカーにつきましては、日野自動車でございます。それから放送施設につきましては、広報用のスピーカーを積載することとしてございます。

以上でございます。（発言する者あり）極東開発でございます。（発言する者あり）

給水タンクの仮装につきましては、本体とセットという形でございますので、見積もりにつきましては、いすゞ自動車でございます。（「いすゞ、日野じゃないんか」と呼ぶ者あり）それは入札後が。（「そうか、わかった」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） いいですか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今、御答弁いただきましたけど、予定価格決定は、じゃあ、いすゞ自動車から1,265万5,961円の見積もりをいただいて、それで予定価格を決定したということよろしいのか、ちょっと金額も合わないし、1社だけで見積もりを決定したというのはどのような理由か、ほかにも給水車のメーカーはあると思いますので、その辺で予定価格の決定の方法について、この1社見積もりで決定したという理由はどういったことで決定したのか御答弁をください。

それと、維持管理は職員で行うということで、外注の維持管理経費というものは、人件費とかを除いて、外注して管理経費が必要になるということはないということよろしいのか、その辺を御答弁ください。

それと、これ御答弁がなかったと思いますが、非常時以外の日ごろの活用は考えておられないのかどうか、改めて御答弁お願いしたいと思いますし、町職員で維持管理を行うということで、

維持管理だけでなく運用も町職員が行うということになると思いますけど、この給水車の使用は、免許は普通自動車のできるのかどうか、その辺についても御答弁をお願いいたします。

以上。

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

見積もり業者につきましては見積書につきましては、2社取得いたしました。金額的に予算内でおさまったものが1社でございます。

それから、非常時の活用以外の平常時の活用につきましては、給水車の導入自体が初めてでございますので、そのあたりも含めて、今後検討していく必要があると思っております。

あと維持管理でございますが、具体的なものはまだ検討しておりませんが、今後、先行導入している自治体との情報交換等も行いまして、町の職員で維持管理を行っていくというふうに考えております。

それから、免許でございますが、この給水車の運転につきましては、中型免許が必要となりますので、既に免許を取得されている方であれば通常の8トン限定で運転が可能でございます。ただし、平成29年3月以降に新たに取得される方につきましては、準中型の免許が必要となります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 予定価格決定のために2社で見積もりを取られたということなんですが、もう1社、どこだったのか御答弁されておられませんので、もう1社の業者名と見積もり金額をお答えください。

それと、先ほどの御答弁で1,265万5,961円という見積もり金額であったということなんですが、これは予定価格と異なるのはどういう理由でしょうか。改めて御答弁をお願いいたします。

それともう1点、先の1月の断水事故の際に、病院への給水が非常に苦慮したという話を聞いておりますが、今回のこの給水車で0.25メガパスカルというポンプの吐き出し圧力の御答弁がありました。これで病院の高置水槽というんですか、上へ水を上げる能力があるのかどうか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 先の断水の際には、各散水車、給水車で病院に優先的に対応していただいて、大変ありがたく思っております。今回の各施設の受水槽に関しましては、橘病院、さざなみ苑、これは屋上にあります。これが25メートル強ありますので、先ほど給水

車のポンプアップの容量、これが上まで上がる容量というものを、前回ちょっと、どの程度のものでないと上がらないかという確認は、メーカーと私、個別にとっておりますので、そのものであれば屋上の給水タンクへの給水が可能ということは確認しております。もちろん、それ専用の今度は病院側で給水ポンプ、ポンプをずっと屋上から25メートルありますので、ホースの準備は病院のほうで合わせたもので設置したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 見積もりを徴収した業者ということでございますが、県内のディーラー、実は3社、いすゞ、日野、三菱に要請しました結果、いすゞと日野が提出してくれたということで2社というふうになっております。

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

山口日野自動車から出た見積もり金額は1,567万800円でありました。（「これ予定価格と違う理由は」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） ただいまの日野自動車につきましては、起工の際にこちらから見積もりを求めたものでございます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 失礼します。予定価格につきましては、業者さんが提出されました見積もりの金額から諸経費、自動車重量税、それから自賠責保険料、こういったものは、このたびの入札の価格に入っておりません。それを除いた購入価格、これが先ほど1,165万5,269円に対してまた税をかけますので、先ほど予定価格にあります1,258万7,691円、これが予定価格になっております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 本町での給水車のほうは今回が初めての購入ということですが、それで、この周辺自治体等で給水車の保有台数等が、状況がわかればお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えします。

近隣の市町につきましては把握してございません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第2号、討論ございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第2号につきまして、次の理由によりまして反対の立場で討論をいたします。

まず、毎度のことではありますが、議論の前提となります資料が致命的に不足しておりまして、質疑におきましても合理的な御答弁がなかったことを上げさせていただきます。

さらに、給水車の防災目的での導入自体を否定するものではございませんが、周防大島のような広い町内の災害で使用することを前提といたしました給水車の導入ということにあつては、もっと効率的かつ抜本的な総合的な対策の検討の余地があるのではないかということ。それと、事務的な話ではありますが、公表された入札執行調書と議案の執行調書の内容が、肝心の金額の部分に訂正が必要など、そういうことでは、公文書そして議案としての体をなしていない、そういう議案であるということで、信用を失墜させるものであるというような理由から、防災、それから町民の水の確保という大きな視点からの総合的な検討に基づく施策を求めて反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（給水車）購入）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

中本議員の入場を許可します。

〔11番 中本 博明君 入場〕

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成30年第1回周防大島町議会臨時会を閉会をいたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 吉田 芳春

署名議員 平野 和生